静岡県企業職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和3年2月26日

静岡県公営企業管理者 企業局長 松下 育蔵

## 企業局訓令第1号

静岡県企業職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する訓令

静岡県企業職員の服務の宣誓に関する規程(昭和42年事業部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

即画帝正未城員の服務の旦言に関する現在(昭和42	千事未印訓で先となりの 即を込むように以正する。
改正前	改正後
(別記)	(別記)
宣誓書	宣誓書
年 月 日	
<u>氏名</u>	
(略)	(略)
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務	私は、地方自治の本旨を体するとともに公務
を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深	を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深
く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公	く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公
正に職務を執行することを固く誓います。	正に職務を執行することを固く誓います。
	年 月 日
	<u>氏名</u>
	(氏名を自署する場合は、押印は不要であるこ
	<u>Ł.)</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の訓令の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の訓令の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前の訓令の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。